

社会福祉法人北海道中央病院 短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道中央病院が経営する短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者が要介護状態又は要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 永福園短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 深川市西町1番13号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。なお、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を兼務とする。

- (1) 管理者 常勤1名（兼務1名）
管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 事務職員 常勤1名（兼務1名）
事務職員は、一般事務及び会計経理をつかさどる。
- (3) 生活相談員 常勤1名（兼務1名）
生活相談員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画書に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活援助等の生活指導を行う。
- (4) 介護職員 常勤20名（兼務20名）
介護職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「サービス」という。）の提供に当たるとともに、常に利用者の日常生活支援を行う。

(5) 看護職員 常勤3名(兼務3名)

看護職員は、サービスの提供にあたりとともに、健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講ずる。

(6) 医師 非常勤1名(兼務1名)

医師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のために適切な措置を講ずる。

(7) 管理栄養士 常勤1名(兼務1名)、調理員 委託事業者

管理栄養士及び調理員は、利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に努める。管理栄養士は利用者の栄養管理を行う。

(8) 機能訓練指導員 常勤1名(兼務1名)

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(9) 夜警員 委託事業者

夜警員は、夜間時の緊急事態に備える業務を遂行する。

(利用定員及び居住区分)

第5条 事業の利用定員は、4名とする。また、本体施設の空床利用を行う。

2 居住の区分は、短期専用室の多床型3床、従来型個室1床とする。また、併設本体施設の空床利用型については多床型とする。

(サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) 栄養管理
- (3) その他の日常生活上の世話
- (4) 相談・援助等の生活指導
- (5) 機能訓練
- (6) 送迎(事業の実施地域以内)

2 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。(別表再掲)

- (1) 滞在費及び食費
- (2) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く)
- (3) 理美容代
- (4) 前号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、深川市、妹背牛町全域とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲食をしてはならない。
- (1) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (2) その他管理者が定めたこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害に関する具体的（火災、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるために、年2回、定期的に避難、救出訓練を行う。

(職員研修)

第11条 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(秘密保持)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他にもらしてはならない。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(身体拘束廃止取組み内容)

第13条 認知症等により、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。

- 2 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。
- 3 その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人北海道中央病院と事業所の管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表

項目	金額	備考
滞在費	従来型個室 基準費用額 1,150 円 第1段階 320 円 第2段階 420 円 第3段階 820 円 多床室 基準費用額 320 円 第1段階 0 円 第2段階 320 円 第3段階 320 円	特定入所者介護サービス費制度による介護保険負担限度額認定を受けている場合、利用負担段階の第1段階から第3段階に該当する場合がある
食費	基準費用額 1,380 円 第1段階 300 円 第2段階 390 円 第3段階 650 円	
送迎に要する費用	1 Km 毎 20 円	厚生労働大臣が定める場合を除く
理容代	2,000 円/回 1,800 円/回 1,500 円/回	カット(調髪)・襟剃り・顔剃り カット(調髪)・襟剃り カット(丸刈)・襟剃り・顔剃り 又は顔剃りのみ
美容代	実費負担	髪染め・パーマ・カットなど希望に応じた費用
その他利用者負担が適当と認められるもの	テレビ代 日額 20 円 冷蔵庫代 日額 20 円 謄写物交付 1 枚 20 円	利用者が居室に持ち込んで使用した際にかかる費用 記録等印刷物の謄写費用

上記に掲げられるものの他、指定短期入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担されることが適当と認められる費用を徴収する。